

担当：地域生活支援課地域サービス支援G  
 担当者：瀬野・島村  
 内線：2540  
 直通：06-6944-6652

《一部新規》【一部知事重点】

令和 4 年度当初予算額：1,578 千円

(重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業費 38,943 千円の内数)

重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業費（医療的ケア児支援体制整備事業）

【事業目的】

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、都道府県の支援措置の一つである医療的ケア児や家族等に対する相談対応や情報提供等を行う「医療的ケア児支援センター」の設置に向け、医療的ケア児等の最新のニーズや課題を把握するとともに、関係機関との検討会議を行い、必要な支援策の検討を行う。

【事業内容】

医療的ケア児支援体制整備事業

《医療的ケア児支援センター設置に関する検討》

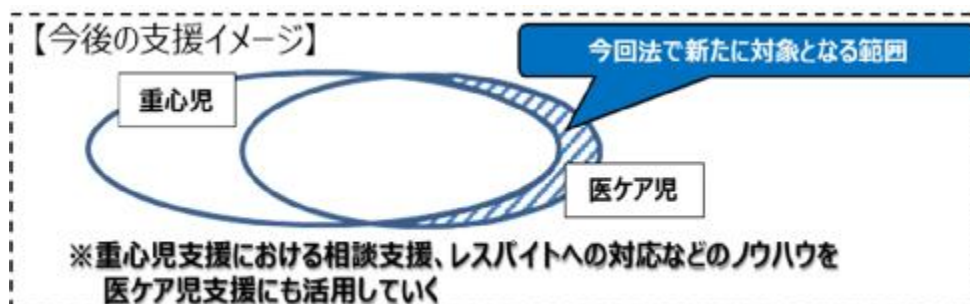
- ・医療的ケア児実態把握調査及び事業所実態把握調査（1,065 千円）
- ・関係機関との設置検討会議（513 千円）

【大阪府における医療的ケア児支援について】

- ・平成 24 年度より全国に先駆け医療的ケア児を含む重症心身障がい児支援についての検討を開始し、相談支援体制の整備や短期入所の促進などの取組みを行ってきた。  
 ※大阪府内の医療的ケア児：1,757 人（令和 2 年度府調査による。）  
 ※重症心身障がい児：重度の身体障がいと重度の知的障がい重複した障がい児。

【今後の医療的ケア児支援について】

- ・今後、法の施行により新たに対象となった重症心身障がい児ではない医療的ケア児への支援についても、これまでの重症心身障がい児支援のノウハウを活用しつつ、発展的に取り組んでいく。
- ・令和 5 年度のセンター設置に向け、令和 4 年度に医療的ケア児及び事業所の実態把握のための調査を実施するとともに、関係機関との検討会議を行う。



担当 子ども室子育て支援課 推進グループ  
 担当者 南浦、加藤  
 内線 4 2 6 1  
 直通 0 6 - 6 9 4 4 - 7 1 0 8

《新規》【知事重点】

令和 4 年度当初予算額 5 7, 4 7 6 千円

## 子ども食堂における食の支援事業 (児童福祉推進事業費)

### 【事業目的】

長引く新型コロナウイルスの感染症の影響により、困難を抱える家庭の増加が懸念される中、各地域において子どもや保護者に声をかけながら食事や食材の提供を行う子ども食堂の取組を支援するため、食材の購入に利用できる商品券を配付する。

### 【事業概要】

- 府内の子ども食堂を対象に、食材の購入に利用できる「おこめ券」及び「お肉のギフト券」を配付する。

(利用者数等による上限数を設定した上で、子ども食堂の希望に応じて配付。)

- ・おこめ券…全国米穀販売事業共済協同組合が発行する米の商品券  
 (米屋・スーパー・デパートなどで利用可)
- ・お肉のギフト券…全国食肉事業協同組合連合会が発行する肉の商品券  
 (加盟店(精肉店等)で利用可)

\*子ども食堂において、商品券を利用して米・肉を購入し、子ども等に提供する食事の調理や、保護者等への食材の配付に活用(食材の配付は米のみ対象)

### 【子ども食堂における活用イメージ】

- ◆子ども食堂を開催し、米・肉を調理した食事を提供
- ◆子どもや保護者に、米・肉を調理したお弁当を配付
- ◆子どもや保護者に、家庭で使う食材として米を配付



担 当 子ども室家庭支援課 相談支援グループ  
 担当者 竹内、米村、森崎  
 内 線 4 2 5 9  
 直 通 0 6 - 6 9 4 4 - 6 6 7 5

《一部新規》【一部知事重点】

令和4年度当初予算額：422,246千円

### 児童虐待対応の強化 (児童虐待対策費)

児童虐待相談対応件数の増加や府内で児童が亡くなる事案が発生したことを踏まえ、市町村において児童虐待の対応にあたる職員に対する研修を充実させるなど、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応の取組みを強化します。

#### 【主な事業概要】

#### ◆市町村児童虐待対応力向上支援事業 (6,163千円)

新規

⇒児童虐待の対応においては、個々の家庭のアセスメントが最も重要であるが、市町村においては、実務経験のない職員が担当することも多く、基礎知識や中堅職員向けの研修の充実が課題であることから、経験年数に応じて研修体系を整理するとともに、研修動画を作成・配信し、市町村の虐待対応力の向上を図る。

#### ◆SNSを活用した児童虐待防止相談事業 (71,462千円)

拡充

⇒児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため大阪府在住の子ども及び保護者を対象に、引き続き、大阪市・堺市と共同でSNS（LINE）を活用した児童虐待防止相談窓口を設置する。

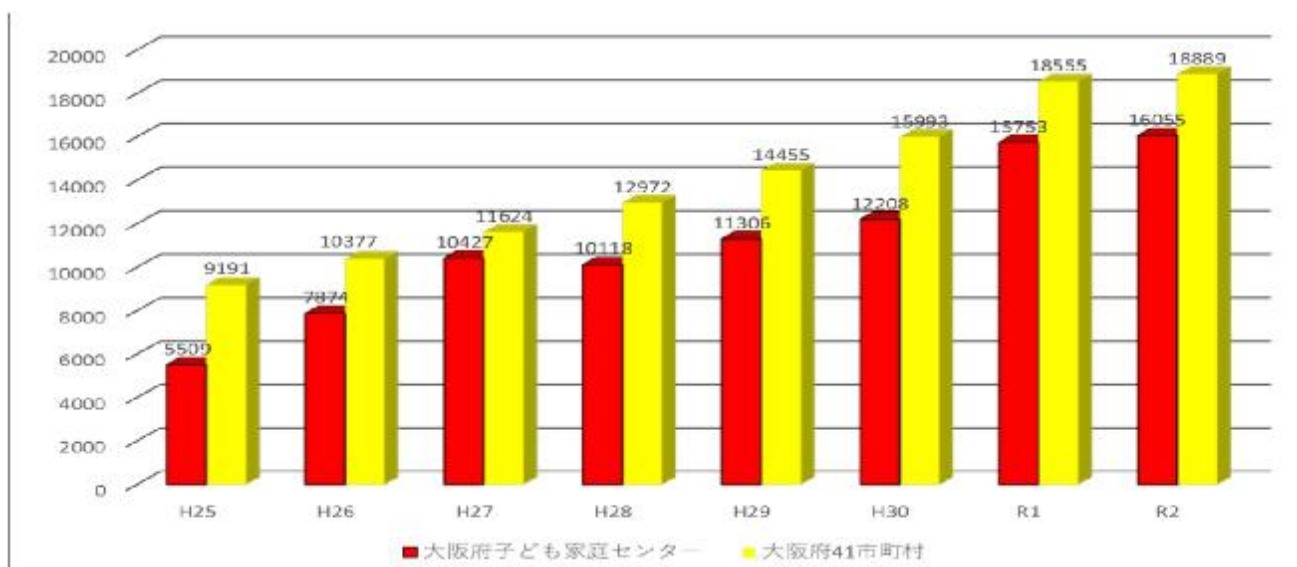
相談実施日（予定）令和4年4月から10月：週2日（火曜日と土曜日）

子どもの長期休暇期間は毎日実施

令和4年11月から令和5年3月：毎日

（国が11月に開始する全国一元的なシステムに移行して実施）

#### 【参考】大阪府における児童虐待相談対応件数の推移



※上記の取組に加え、子ども家庭センター職員（児童福祉司）の計画的な増員を進める

《新規》

担 当 高齢介護室 介護支援課 地域支援グループ  
 担当者 吉田、梅室、梶原  
 内 線 4 4 8 1  
 直 通 0 6 - 6 9 4 4 - 0 1 3 9

令和4年度当初予算額 12,207千円

## 介護予防ケアマネジメント ICT化促進事業 ～自立支援につながるケアプランの作成をめざして～

### 【事業目的】

高齢化に伴い支援が必要となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることが生活の質の向上、生きがいの創出につながる。このため、自立支援に向けたケアプラン作成が求められるとともに、今後、ますます高まる介護需要に対応していく必要がある。

ICTシステムを活用した効率的なアセスメントに基づくケアプランを作成することにより、介護や支援が必要な高齢者の自立に向けた適切なサービスにつなげ、状態が改善し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられることをめざす。

### 【事業概要】

- モデル市町村の地域包括支援センターに、ICTシステムを搭載したタブレット端末を試行的に導入。（センター1か所：10台程度）

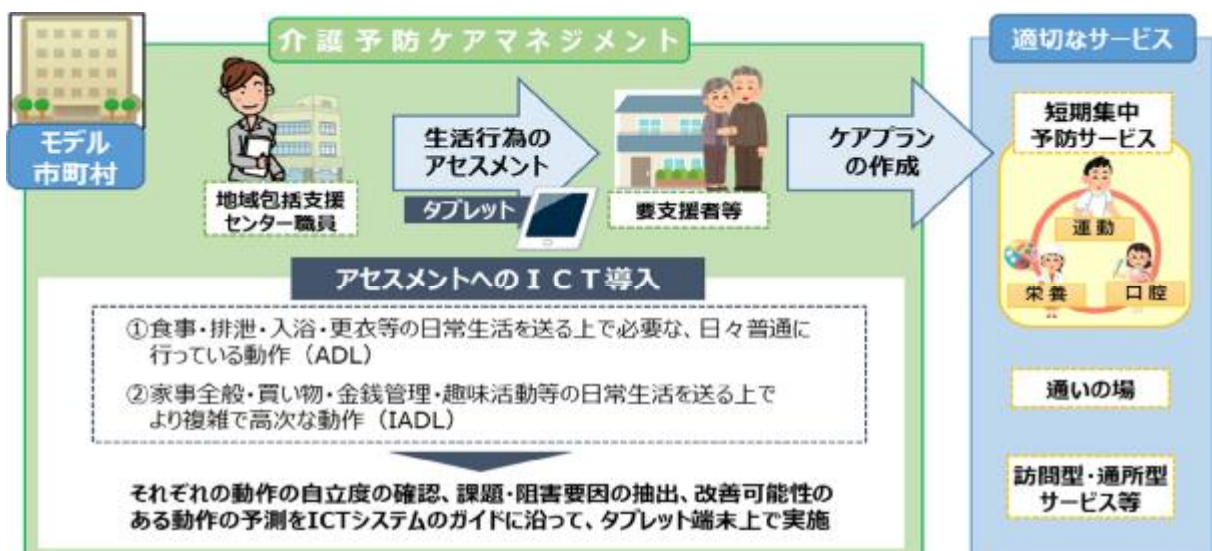
高齢者の生活課題への効率的なアセスメントを実施し、より利用者の自立支援に資するケアプランの作成をめざす。

生活機能の改善に向けたケアプラン作成のためには、「運動機能、栄養状態及び口腔機能等の視点からの本人の生活課題や阻害要因の分析、また改善の可能性等の予測（＝アセスメント）」を適切に行うことが必要。

- システム活用により、自立支援に向けたサービス（短期集中予防サービス）につながった方の効果検証等を行う、地域ケア会議<sup>※</sup>における専門職による助言の実施。

※リハビリ専門職、管理栄養士・歯科衛生士等の多職種協働による個別ケースの検討等を行い、ケアマネジメント支援、地域課題の把握、地域のネットワーク構築等を推進する会議

### 【事業のイメージ】



《一部新規》【知事重点】

担 当：地域福祉推進室地域福祉課 企画推進グループ  
 担当者：追田、吉田、原田  
 内 線：2423  
 直 通：06-6944-7109

令和4年度当初予算額 6,384千円

## 包括的支援体制構築推進事業

－制度の狭間をなくし、支え合い、つながり続ける体制の構築－

### 【事業目的】

「社会的孤立」や「8050問題」など、地域住民が抱える課題が複合化・複雑化する中、高齢・障がい・子どもなどの制度の縦割りを超えて、課題や生きづらさを抱える全ての方を対象とした包括的な支援体制の構築のため、市町村における「重層的支援体制整備事業（※）」の取組みが進むよう支援する。

### 【事業概要】

#### （1）研修会等の開催

対 象：市町村職員、社会福祉協議会職員、包括的支援体制整備に係る関係者等

内 容：① 全体研修会

制度の基本的な考え方や体制構築の方法等について理解を深めるための研修会を開催

② 市町村ブロック別勉強会

市町村間の交流や分野を横断したネットワークの構築に向けた勉強会等を開催

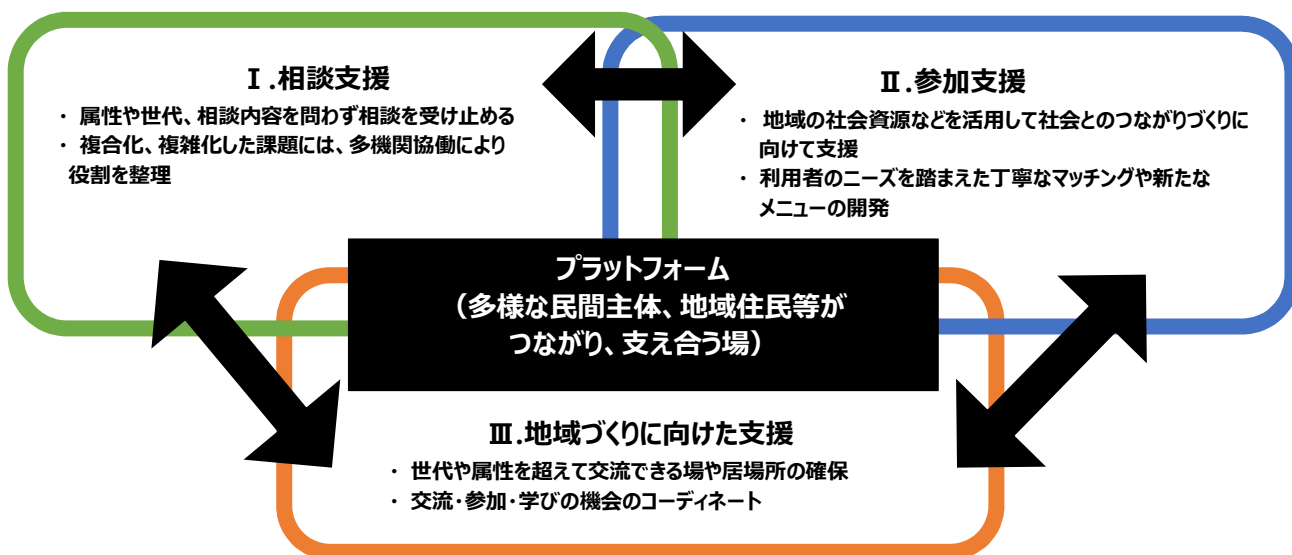
#### （2）市町村へのコーディネーターの派遣 【新規】

専門的知見を持つ人員を派遣し、市町村に対し、以下のサポートを行う。

- ・ 重層的支援体制整備事業の実施にあたり、市町村の課題に合わせた伴走支援や、単独の市町村だけでは解決が難しいケースに関係者間を調整するコーディネート等

#### （※）重層的支援体制整備事業（改正社会福祉法（令和3年4月施行）に基づく任意事業）

地域住民の複合化・複雑化した課題を、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築するため、次のⅠ～Ⅲの支援を一体的に実施する。



担当 福祉総務課企画グループ  
 担当者 畑、瀬藤  
 内線 6686  
 直通 06-6944-6686

《新規》【知事重点】

令和4年度当初予算額 9,294千円

ヤングケアラー支援体制強化事業

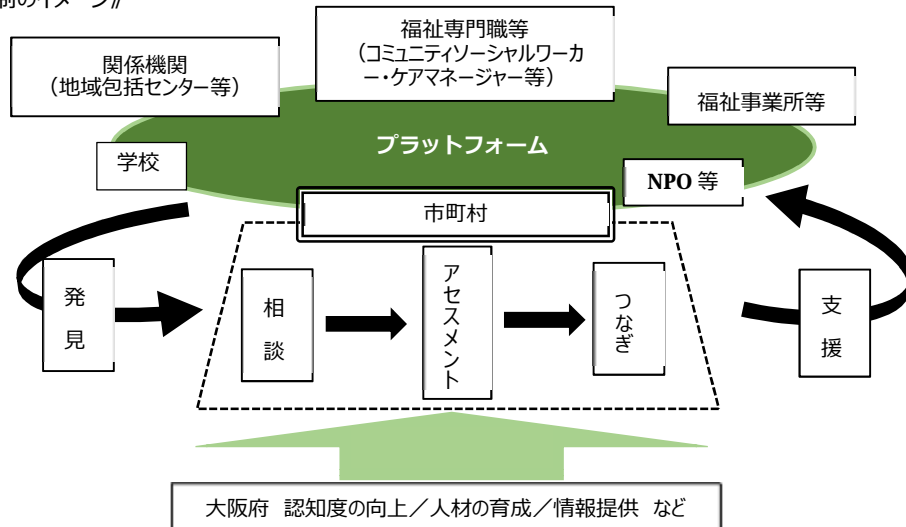
【背景・目的】

国が実施した調査では、**80%**以上の中高生が「ヤングケアラー」を知らないと回答している。一方、府教育庁が実施した府立高校におけるヤングケアラーの実態調査によると、回答した高校生の**6.5%**が世話をしている家族が「いる」としており、福祉サービス等の支援を求める声も約**50%**存在することが明らかになった。こうした状況を踏まえ、ヤングケアラーに必要な支援に繋げるため、社会的認知度の向上や支援体制の整備や充実を図る。

【主な内容】

- 社会的認知度の向上
  - ・ヤングケアラー関連フォーラムの開催
  - ・市町村職員、福祉専門職、教職員向け研修の実施 等
- プラットフォーム（市町村における支援体制）の整備
  - ・市町村における相談窓口の設置やコーディネーター配置の働きかけ 等
- 支援策の充実
  - ・事業所等への実態調査及びヒアリング
  - ・ヤングケアラーを支援するNPO法人等の掘り起こし 等

《支援体制のイメージ》



※ヤングケアラー：本来大人が担うとされている家事や家族の世話・介護などを日常的に行っている**18歳未満**の子ども